

学校法人塚本学院科学研究費補助金取扱規程

(平成16年12月9日制定)

(趣旨)

第1条 大阪芸術大学及び大阪芸術大学短期大学部（以下「本学」という。）における科学研究費補助金（以下「補助金」という。）の取扱については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）及び他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程に定めるところによる。

(経理の委任)

- 第2条 学長は、補助金に係る経理事務を法人本部財務部長に委任するものとする。
- 2 補助金の交付を受けた研究代表者及び研究代表者から配分を受けた研究分担者は、補助金の経理を法人本部財務部長に委任することとする。
 - 3 法人本部財務部長は補助金に係る諸手続きを行うこととする。

(補助金の受入れ)

- 第3条 法人本部財務部長は、前項の補助金を受入れたときは、その旨を研究代表者に通知しなければならない。
- 2 預金により生じた利息は、当該研究に必要な経費に当てなければならない。

(経理要領)

第4条 補助金による物品購入その他の契約、旅費及び謝金の支出要領については、本学の会計経理の取扱に準じるものとする。

(設備備品等の寄付)

第5条 研究代表者は、補助金により設備、備品又は図書等を購入したときは直ちに、本学へ寄付の手続きをとらなければならない。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、補助金の経理事務に関し必要な事項は別途定める。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。